

野球の健全性をめぐるわが国のプロ野球と学生野球との関係の変遷 —1930 年代から 1950 年代を中心に—

金 崎 泰 英

Abstract

The purpose of this study is to investigate how the student and the professional baseball organizations in Japan are mutually interrelated and influenced in terms of administrative soundness. The Ministry of Education announced “the Baseball Control Ordinance” in 1932, because of the disruptive impacts in the student baseball society. At that time, there had not been established a professional baseball team in Japan, there was a restriction for the student baseball organization to play with the foreign professional baseball teams. In 1940, the Japanese professional baseball association was founded, which was considered as the beginning of the Baseball Control Ordinance along with the hope to wipe out the harmful influences remained in the student baseball society. But the student baseball society has yet kept some distance from the professional baseball society and their relationship was to become even more complicated.

キーワード……学生野球 野球統制令 学生野球基準要綱 学生野球憲章

1. はじめに

1872（明治 5）年に日本に野球が伝えられたとされてから約 140 年が過ぎ¹⁾、2014 年には現在のプロ野球が 80 周年を迎え、前年 2013 年の年間観客者数は 12 球団で 2200 万人を記録した²⁾。また高校野球では、夏の甲子園大会が途中戦争での中断を経験しながらも、1915（大正 4）年の第 1 回大会から 2014（平成 26）年での第 96 回大会に至る約 100 年の歴史を持ち、現在では春の選抜甲子園大会（86 回）と共に NHK で全試合生中継されているように、野球は現在の国内における人気スポーツの一つとしてあげられよう。なお、プロ野球よりも古い歴史を持ち、国内の野球発展の基礎ともなった学生野球は、急速な人気の高まりにより、その健全性が失われる悪弊が表面化したことで、1932（昭和 7）年には国の統制を受けることになる。そして戦後、学生野球側は統制団体を設立し、そこでの運営規則や指導方針を定めたことで再び自治を取り戻すが、国内のプロ野球は、ここでの統制で示された学生野球と、明治時代より国内のアマチュアと試合を行っていた海外のプロ野球とにおける関係の制限がきっかけで生まれ

たものであり、統制を受ける以前には存在していなかった。そして、ここでの制限は、新たに生まれた国内のプロ野球にもそのまま適用され、戦後、学生野球が自治を得た後にも、修正を重ねながら現在に至るまで完全には取り除かれていない。

なお、こうした制限は、基本的に学生野球側を保護することが目的であった。つまり、そこには学生野球側には守るべきものがあり、プロ野球側にはそれを脅かす要因を内包することを示唆する。本来、学校の課外活動である学生野球は、教育活動の一環であるという位置付けであるのに対し、プロ野球は興行として野球を行うことから、両者の野球に関わる方向性は根本的に異なるとも言える。それゆえ、プロ野球がアマチュアの学生野球に対して及ぼすことが懸念される負の影響についての制限は必要となる一方で³⁾、過度な制限については、学生がプロ野球から得られる利点を阻むことにもつながると考えられよう。

そこで本稿では、学生野球とプロ野球の関係における制限の源泉ともいえる国からの統制を受けた 1930 年代の初頭から、終戦後、学生野球側が国からの統制を解き自治を復活させた 1950 年頃までの両者の歴史的背景と、そこでの健全性をめぐる制限の変遷を追い、互いにどのように影響し合い、現状を作り出したかについて検討し、今後解決が求められる課題は何かを明らかにすることを目的とした。

なお、ここで取り上げる学生野球とは、現在の日本学生野球協会に所属する、硬式の大学野球並びに硬式の高校野球を指す。法令上は大学野球での対象は「学生」であり、高校野球の対象は「生徒」となるが、ここでは、総じて「学生」として記している。

2. 野球統制令の特徴とプロ野球との関係

1932（昭和 7）年 4 月、文部省は、児童、生徒、学生の野球における弊害を浄化させることを目的として、文部省訓令第四号、「野球ノ統制並施行ニ關スル件」（以下、統制令）を発令した。これは、国の統制により野球を管理していくもので、当時の学生野球熱の高まりに対して、文部省が「野球に關しての種々の忌はしい弊害に就て、屢々世上に兎角の非難を聞く」状況を鑑み、それら弊害を防止するべく用いたものである⁴⁾。

当時の学生野球の運営は、明治期より選手や野球部 OB、マスメディアなど、民間の人々による自治で行われていたが⁵⁾、文部省はこうした学生野球での弊害に対しては、学生野球側における「適當なる統制組織」が必要であると考えていた。そこで文部省は、体育審議会で野球競技の合理的振興をはかるための方策を諮問したところ、「各野球團體を統一する統制的団体を組織すべし」との答申を得たことから、1930（昭和 5）年 11 月 17 日、第一回目の会合を開き、「日本野球協會會則」の草案に対する意見交換、逐条審議を行った⁶⁾。そして、年明け 1931（昭和 6）年 1 月 23 日、協議会では 14 名の実行委員を選出し、中等学校、高等専門学校、大学の各方面における実状を調査の上、協会組織に対する実際問題を取り調べて原案を作成し、本会

議へと進むべく方針を確認している⁷⁾。また翌 24 日には、先日選出された実行委員らと文部省より岩原体育課長代理、東、小笠原が出席の上、第 1 回の実行委員会が開かれるなど、「野球協會創立」に向けて具体的な動きがなされていたが⁸⁾、結果的にそうした「統制組織」を設立するまでには至らなかった⁹⁾。一方で、学生野球を取り巻く状況は「日々に切迫」し、弊害も「益々頻繁に喧傳」されており、中には「もはや看過する事の許されない程度の事実」までも存在するようになってきたことから、文部省は野球に関する統制が「極めて喫緊」の重要事項であるとの判断のもと、統制令の発令へと踏み切った。

なお統制令は、下記のように 6 項に分類されているが、項目に示されているとおり、ここで対象はあくまで「学生の野球」であり、野球界すべてを統制するものではない。

- (一) 小學校ノ野球ニ關スル事項
- (二) 中等學校ノ野球ニ關スル事項
- (三) 大學及高等專門學校ノ野球ニ關スル事項
- (四) 入場料ニ關スル事項
- (五) 試合褒賞等ニ關スル特殊事項
- (六) 應援ニ關スル事項

そして、統制令におけるプロ野球との関係については、上記(五)の「試合褒賞等ニ關スル特殊事項」において「學校選手ハ職業選手ト試合ヲ行フヲ得ザルコト但シ學校長及文部省ノ承認アル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト」と記されている。ここでは、学校長および文部省の承認を得られない場合のプロ野球選手との試合を禁じているが、文部省側は「文部省が承認を與へるのは、極めて特殊の場合でありまして、普通一般には承認を與へない方針であります」としており、事実上は禁止とも言えるものであった。

一方で、統制令が発令された昭和 7 年には、国内にプロ野球は存在していない。かつて 1921 (大正 4) 年に日本最初のプロ野球チームとなる「日本運動協會」が作られたが、1929 (昭和 4) 年に解散しており¹⁰⁾、その後、プロ野球創設に対する表立った具体的な動きは見られていなかった。なお、統制令が出される前年、1931 (昭和 6) 年に読売新聞の主催により大リーグ選抜が来日した際、現役の大学生が大学の単独チームや全日本チームのメンバーとして試合に加わっていたが、こうした事例は 1908 (明治 41) 年からの数回にわたる海外チームとの対戦でも同様に見られることから¹¹⁾、ここに統制令に記されている職業選手とは、国内における職業選手を具体的に想定したものではなく、まずは海外の選手を想定したものであった可能性が示唆される¹²⁾。

そして 1934 (昭和 9) 年、読売新聞は再度大リーグ選抜との試合を主催するが、先の統制令により、以前のように学生が大リーグ選抜との試合に参加できなくなったことから、後の新し

いプロ野球チーム創設を見据えた全日本チームを結成することで大リーグ選抜と試合を敢行した。そして全日本チームを結成する際には、統制令に抵触しない学生野球のOBや社会人野球の選手たちを集めつつも、中には沢村栄治（京都商業）やスタルヒン（旭川中学）などのように中学校を退学して参加する者も含まれていた¹³⁾。さらに、メンバーの一人である夫馬勇は、在籍していた早稲田の野球部を退部して日米野球に参加していたが、文部省からの指摘を受け8試合を残した時点で全日本軍を後にしている¹⁴⁾。なお夫馬は、野球部を退部することで統制令の「学校選手ハ職業選手ト試合ヲ行フヲ得ザルコト」の条文には抵触していない。しかしながらこれとは別に、統制令での大学野球を対象とした中に、「學生生徒ハ文部省ノ認メタル場合ノ外入場料ヲ徴収スル試合ニ参加スルヲ得ザルコト」との条文があり、ここでの対象が「選手」ではなく「學生生徒」となっていたことから、退部をしても大学に在学していたことで抵触していたことになる。

その後、日米野球が終了して約3週間後となる12月26日、全日本軍を母体としたプロ野球チーム「株式会社大日本東京野球倶楽部」（後の東京巨人軍、現在の読売巨人軍／以下、大日本東京野球倶楽部）が設立された。そしてチームは、翌1935（昭和10）年2月にアメリカ遠征に出発するが、その際にも文部省は、当時中学に在籍していた2名の選手に対し、統制令を盾に厳しい姿勢を示している。このとき、文部省側がメンバーの中山武（享栄商業）、内堀保（長崎商業）の両選手に対して、3月の卒業式が終了するまで渡米は許さないとしたことを受け、選手側関係者は、2月末の卒業試験終了まで渡米を延期させ、卒業日を過ぎた3月半ばから試合に合流させるなどの案を示したが、結局認められず、両選手は退学のうえ、チームと行動を共にしている¹⁵⁾。なお、この2名に対しては、「中等學校ノ野球ニ關スル事項」における「生徒ハ個人ノ資格ニ於テ入場料ヲ徴収スル試合ニ出場スルコトヲ得ザルコト」の「生徒」の部分に抵触しているが、こうした文部省側の姿勢に対して、読売新聞の紙上では、当時プロボクシングの堀口、十両力士の笠置山らが早稲田大学に所属しながら入場料の徴収がある試合に出場している例をあげ、野球にだけこうした制限を加えるのは「職業の自由を束縛」するものだと糾弾している¹⁶⁾。なお、スポーツに限らず当時は、卒業式を前にした休暇中に就職する例は無数にあり、さらには新聞配達など生活費を稼ぐために「諸種の職業についてある」者が少なからずいたことから、今回このようにプロ野球に対して厳しく対応することへの反論があることは不思議ではないと言えよう¹⁷⁾。

一方で、文部省側の厳しい対応の背景には、統制令が発令されるに至った学生野球界における状況への懸念に加え、前述のとおり発令当時には国内にプロ野球が存在しておらず、こうしたケースへの具体的な想定が出来ていなかった可能性もある。さらに、学生野球が中心となって発展してきた当時は、大衆のプロ野球に対する認識が低いだけではなく、「商売人」として嫌悪される風潮もあった¹⁸⁾。例えば、大リーグ選抜との試合おける球場調整の際にも、神宮を聖域としていることから日米野球で使用することを快く思わない向きもあり¹⁹⁾、また、大日本東

京野球倶楽部の結成準備段階においても、プロ野球としての発足を大リーグチームが帰国するまで公表しないと約束があったなど²⁰⁾、当時のプロ野球に対する世間の見方や、学生野球を中心としていた野球界の中での立場において、プロ野球は決して強い立場にはなかったと言える。

3. 学生基準要綱制定の背景

1932（昭和7）年に制定された統制令は、「統制團體の設立を必要とし、かような機關によつて野球競技を管理させやうといふ趣旨で立案」された背景があり、「他日適當なる野球統制機關が生まれますまでの當分の間」において、「文部省が之に代つて自ら管理」するとしていたことから、学生野球側が統制令を解くためには、まず統制機關の設立が必要となる。そして、戦後になり統制令が「事実上死文化」となるなか²¹⁾、終戦の翌月、1945（昭和20）年9月29日に文部省にて開かれた終戦における学徒体育運動振興に関する懇談会では²²⁾、学生野球側は直ちに文部省に対して、今後の学生野球における指導運営については、「学校当局が教育的責任を持って自主的に実施」することを要望した²³⁾。さらに翌1946（昭和21）年2月21日には、学生野球側より統制令の廃止その他を具申し、その後20回近くの会合を重ねた後、1946（昭和21）8月26日、文部省主催のもと全国の学生野球関係者が集合して「学生野球指導委員会」（以下、指導委員会）を設置、あわせて「学生野球指導委員会規程」をここに決した。なお、ここでの指導委員会の任務は、協会の結成準備、協会が結成されるまでの期間における中等学校以上の学生野球に対する重要事項の審査及びその施行の指導監督、協会設立後における指導監督の拠り所ともなるルール作成であった²⁴⁾。そして同年12月21日、指導委員会を「発展的に解消」のうへ「日本学生野球協会」（以下、学生野球協会）を誕生させると同時に、そこでのルールとなる学生野球基準要綱（以下、基準要綱）を制定するに至り、翌年1947（昭和22）年5月21日、文部省は訓令六号を發し、野球統制令は廃止された²⁵⁾。

なお基準要綱は、統制令が6つの項目に分かれていたものを、中等学校以上の学生に限定した上で、「中等学校野球ニ関スル事項」、「大學、高等学校及び専門学校ノ野球ニ関スル事項」の2つの項目にまとめている²⁶⁾。そして内容的には統制令における内容を踏襲しつつも適宜変更を加えており、プロ野球との関係においては下記のとおり修正が加えられている。

統制令	基準要綱
<p><u>試合褒賞等ニ關スル特殊事項</u></p> <p>學校選手ハ職業選手ト試合ヲ行フヲ得ザルコト但シ學校長及文部省ノ承認アル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト</p>	<p><u>中等学校野球ニ關スル事項</u></p> <p>選手ハ職業選手又ハ職業選手タリシ者ト試合ヲ行フコト及ビコーチヲ受クルコトヲ得ズ、但シ職業選手タリシ者ニシテ本協會審査室ニ於テ適性ヲ認定サレタ者ハ此ノ限りデナイ</p>
	<p><u>大学、高等学校及ビ専門学校ノ野球ニ關スル事項</u></p> <p>選手ハ職業選手又ハ職業選手タリシ者ト試合ヲ行フヲ得ザルコト、但シ職業選手タリシ者ニシテ本協會審査室ニ於テ適性ヲ認定サレタ者ハ此ノ限りデナイ</p>

このように、基準要綱では現役のプロ野球選手だけではなく、新たに「職業選手タリシ者」として、引退した元プロ野球選手までその規制対象が加えられた。これは、先の大日本東京野球倶楽部をきっかけとして、1936（昭和11）年に「日本職業野球連盟」（以下、職業野球連盟）が誕生していたことから、ここに所属していた選手を想定したと考えられる。さらに、中等学校においては、試合を行うのみならず「コーチを受クルコト」まで規制の範囲を広げていることから、プロ野球との関わりについては、統制令と比較して厳格化を示したと言えよう²⁷⁾。なお、統制令の中でプロ野球との試合を禁止した理由について当時の体育課長の山川は、プロ野球の特徴として下記の三点をあげ、こうしたプロ野球と試合を行うことは、「アマチュアスポーツ」の墮落であるとした。このように、学生野球がプロ野球と関わることで、そこでの品格の問題、金銭の問題等を懸念していたと考えられるが、こうした見地に立った場合、今回の基準要綱における両者の関係の厳格化は、学生野球が自治を行う際にあたっての健全性を高めた方針として評価できると言えよう。

- ① プロ野球はスポーツ興行者であり、金銭関係を離れた試合が成立しない。
- ② プロ野球は、観衆に見せて賞賛を得ることを度外視できない。
- ③ プロ野球における選手の品性、行動などは、興行者としての一層の特質を持っている。

4. 野球憲章の成立とその特徴

基準要綱は、「取り敢えず戦後の社会情勢に即応する為」に「応急的な臨時処置」として定められたもの、つまり、「本格的な学生野球憲章が、近い将来に於て出現することを始めから予想」したうえで定められたものであり、その後協会は、「四カ年の経験に基き、基準要綱を発展させて、憲章に移行する自信と用意とを併せ持つに至つた」として、1949（昭和24）年8月、特別

委員会を設置して慎重に検討、審議を重ね、1950（昭和 25）年 1 月 22 日、新たに「日本学生野球憲章」（以下、野球憲章）を施行した²⁸⁾。基準要綱は「野球憲章が生まれるための道案内」とされるものであり、「根本的な主義とか精神」については、そのまま野球憲章に引き継がれているが、その条文の構成については、前文と 4 章 25 条に変更された。なお前文には、憲章制定の主旨に加え、そこでの主義や理想が示されており、これが各条項における解釈の基準を与えるものとなっている²⁹⁾。

われらの野球は日本学生野球として日本人たることと学生たることの自覚を基礎とする。日本人たることを忘れて、学生の特権を逸脱したりしてはわれらの野球は成り立ち得ない。勤勉と規律とはつねにわれらと共にあり、怠惰と放縦とに対しては不断に警戒されなければならない。元来野球はスポーツとしてそれ自身意味と価値とを持つであろう。しかし学生野球としてはそれに止まらず試合を通じてフェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず悲運にも屈せぬ明朗強靱な情意を滋養する事、これこそ実にわれらの野球を導く理念でなければならない。この理念を想望してわれらここに憲章を定める。

このように、理念を明確に記したところに、基準要綱との大きな違いがある。そして野球憲章は、この後 6 度の改正を経ながら平成 22（2010）年の全面改正（その後平成 24 年にも改正）により現在に至っているが、今なお前文における理念は、「全く正しい思想を表明するもの」として継承され続けている³⁰⁾。さらに、前文に続く第一章の「総則」では、「この憲章は、学生野球の健全な発達を図ることを目的」としており、「この憲章を誠実に執行するために、日本学生野球協会を設ける」と記されていることから、野球憲章における目的や理念を誠実に執行するものが協会であるとして、その位置付けも明確にされている³¹⁾。

なお、学生野球とプロ野球との関係においては、基準要綱では中等学校でのみ禁止されていた「職業選手又は職業選手たりし者」からの指導を、大学生にまでその適用が拡大された。ここでの基準要綱からの変更点はこれに止まっているが、この後 2010（平成 22）年の全面改定に至るまで 6 度の改定を経る中、プロ野球との関係は厳格化を辿り、その全面改正前には「監督」「コーチ」「審判員」「その他直接に職業野球の試合若しくは練習に関与している者」「スカウトその他これに準ずる者」にまで、その対象範囲が広がられていく³²⁾。

5. プロ野球における理念

なおここで、学生野球側が関係を厳格化したプロ野球が、はたしてどれ程学生野球に対して負の影響を与えるものであったかにおいては検討が必要であろう。そこで、まずはプロ野球

設立時における理念について、当時の読売新聞の社長、正力松太郎は、大日本東京野球倶楽部（以下、巨人軍）を設立するに至った経緯などを、後に下記の様に述べている。

私が日本で失敗の歴史を有している職業野球を、再度企業化しようと決心した直接の動機は、昭和九年秋に我社の招聘で来日する全米無敵軍に対戦せしむるために一チームを作るためであったとはいえ、単にこれだけの臨時的目的のためであったのではない。爛熟の果にようやく沈滞化し何等の進歩発展の余地無きに至った我が国学生野球界の現状に鑑みて、いまにしてこの積年の通弊を打破し、改革し、野球界の浄化を敢行しなければ、我が国のスポーツ界において最もファンの多い野球が減びるであろうと考えたからである。そのためには職業野球を創設するのが最善の方法であり、また野球は屋外競技であり、最も大衆に愛され、全国に普及され、最も健全な大衆スポーツであるので、これを専門的に行って日本野球を養成し、また野球の神髄であるフェア・プレーの精神、団結心の養成、進取の気性の涵養に努力し、技術、精神面とともに日本最高の水準に到達せしめ、やがては日・米間に世界選手権を遂行したい。そうすれば畢竟するところ、職業野球の創設は国民体位の向上に貢献することが多大であろうと考え、その第一着手として巨人軍の創設を企てたのであった³³⁾。

ここでは、当時の野球界で中心的な存在であった学生野球が、「爛熟の果」に「沈滞化」して、「何等進歩発展の余地の無き」状況に至り、さらにそこには「積年の通弊」が横たわっていることから、プロ野球が「専門的」に野球に取り組み、「技術、精神面とともに日本最高の水準に到達」することで、「野球界の浄化を敢行」し、「日本の野球を養成」するとしている。

なお、巨人軍が誕生した後、新たに6球団が誕生することで計7球団による職業野球連盟が1936（昭和11）年に創設されたが、そこでの要領には、下記の通り「野球ノ眞精神」を発揮すること、「フェア・プレイ」の精神を遵守すること、「模範的試合」を舉行することなどが記されているが、上記正力の言葉の中にも、「フェア・プレーの精神、団結心の養成、進取の気性の滋養に努力」として記されており、それらには、共に旧来学生野球にて求められていた精神性を重視した野球と同様の方向性を窺うことができよう³⁴⁾。

[連盟要領（昭和11年2月5日）]

- 一 我聯盟ハ野球ノ眞精神ヲ發揮シ以テ國民精神ノ健全ナル發達ニ協力セン事ヲ期ス
- 二 我聯盟ハ「フェア・プレイ」ノ精神ヲ遵守シ模範的試合ノ舉行ヲ期ス
- 三 我聯盟ハ日本野球ノ健全且ツ飛躍的發達ヲ期シ以テ野球世界選手権ノ獲得ヲ期ス³⁵⁾

一方で、「日本学生野球の最高の指導者」³⁶⁾とされる飛田は、プロ野球を「商賣人が考へてみる野球」として、学生野球とは「凡そかけ離れてゐる」ものであり、「邪道的野球」などと表現しつつ、プロ野球が誕生したことで「日本の野球界に好影響を與へない」だけではなく「一種の悲哀をさへ感ぜられる」として、その存在に否定的な見解を示していた³⁷⁾。

そして、こうした論調に対しプロ野球側は、学生野球の弊害を浄化するには「職業野球の擡頭以外に途はな」く、プロ野球こそが『日本の眞の野球』を築き上げる途」だとし、上記のようなプロ野球に対する非難においては、「誤れる前提に立つて認識不足」であるとした³⁸⁾。また、経済的な独立維持を目指すためにも、プロ野球では「入場料」による収入ができるだけ必要であった。この点において学生野球とは異なり、野球を興行として行うことについては認めながらも、「米國球界のいい處を採り悪い處を捨て」た上で、「日本の武士道、大和魂をつつ(ママ)込んで日本式の野球をガツシリと鍛へ上げるにある」と、学生野球同様の精神性を示しながら、日本の野球界を善導する方向性を示している³⁹⁾。

ただ、飛田においても、学生野球の状況を全く肯定していたわけではない。特に、大学野球においては、「大人氣によつて少なくとも學生野球本來の使命を忘却した事は争はれない」⁴⁰⁾と述べるとともに、「興行野球の勃興に何等脅威を感ずるものではなくとも、これを契機として日本の學生野球は更生しなくてはならぬ」⁴¹⁾として、プロ野球側が指摘する学生野球の弊害について認めている。特に東京六大学では、「金錢問題に端を發する腐敗状態を改めしめる」ためにリーグ戦における各大学の分配金の減額を目指す文部省と、それを何とか確保しようとする大学野球側との間で統制令発令後も問題が引きずられており、その他、グラウンドにおける選手の態度なども文部省の体育課長から指摘を受ける状態であったが、これについては、「現在の野球界でこの種のエチケットを心得て實行してゐるのは職業野球と中等野球が一番であらう」ともされていた⁴²⁾。

なお、商業化の一途を辿る東京六大学への批判が拡大する中で、昭和初期には「青年らしさ」を正しく体現し得る「他者」として、中等野球における甲子園野球を捉える見方が定着し始めていたと言われている⁴³⁾。また飛田は、「中等野球にして精神的に蝕まれることがなければ日本の野球はまだまだ健在なるもの」であり、さらに「中等野球にして崩れんか、日本の野球は全く救ふべからずもの」だとして、中等野球が日本の野球を担う役割を強調しているが⁴⁴⁾、このように、弊害を抱えている大学野球に対し、「技術、精神面とともに日本最高の水準に到達」を目指すプロ野球と、「精神の鍛練」や「青年らしさ」を標榜した中等野球は、立場やそのアプローチが異なりながらも、共に大学野球を浄化すべき対象として捉えていたと言える⁴⁵⁾。

6. プロ野球における興行状況

7 球団による職業野球連盟が創設されて迎えた 1936（昭和 11）年の 1 年目のシーズンを終えた後、プロ野球に対する評価において紙上では、「財力に満たされずしてしかも技術においては豫期以上の向上を得んとする境遇に置かれてゐる職業野球の前途は更に並々ならぬ荊道が横たわつてゐる」として、技術の低さや経済状況の苦しさなどが指摘されており、決して芳しいものではなかった⁴⁶⁾。

ここで、プロ野球の運営基盤となる興行状況について例を挙げてみよう。米国遠征から帰国した巨人軍を交えて開催された、連盟結成後初めての主催となる結成記念大会においては、東京大会 5 日間での入場者数は 32,935 名、入場料収入は 1 万 6400 円 80 銭、3 大会（13 日間）合計でも 59,980 名、入場料収入は 3 万 1243 円 30 銭となっており、1 試合平均では、約 4,614 名、入場料収入 2,403 円となっている⁴⁷⁾。これは、統制令が発令される前年 1931（昭和 6）年の春季リーグ早慶戦 3 試合における入場者数 140,622 名（1 試合平均 46,874 名）、入場料収入 8 万 7167 円（1 試合平均 2 万 9055 円 67 銭）に遠く及ばない数字である⁴⁸⁾。

また、その年 1 年間での職業野球連盟による主催試合での収入は以下のとおりである。春季、秋季合わせて 61 日間における観覧者は 263,651 名、総収入は 125,164.10 円となるが、この収入は、同年、第 22 回の夏の甲子園大会、開催日数 8 日間（8 月 13～20 日／計 21 試合）⁴⁹⁾における座席券収入、120,180.00 円とほぼ同額である⁵⁰⁾。

1936（昭和 11）年春季 職業野球連盟主催試合による収入

球場	日数	観覧者数（1 日平均／人）	収入（円）
甲子園	7 日間	22,664 (3,237.7)	10,970.00
鳴海	2 日間	3,970 (1,985)	1,561.00
宝塚	3 日間	6,697 (2,232.3)	2,733.00
戸塚	5 日間	36,934 (7,386.8)	16,400.80
甲子園	3 日間	20,075 (6,691.7)	10,357.50
合計	20 日間	90,340 (4,517)	42,022.30

1936（昭和 11）年秋季 職業野球連盟主催試合による収入

球場	日数	観覧者数（1 日平均／人）	収入（円）
甲子園	8 日間	40,171 (5,021.4)	19,776.00
鳴海	2 日間	5,463 (2,731.5)	2,144.00
宝塚	4 日間	7,458 (1,864.5)	2,570.00

戸塚	8 日間	32,054 (4,006.8)	13,823.40
甲子園	10 日間	41,671 (4,167.1)	19,815.50
洲崎	9 日間	46,494 (5,166)	25,012.85
合計	41 日間	173,311 (4,227.1)	83,141.75

春季・秋季共に「大阪朝日新聞」1936 年 12 月 18 日付より作成

なお、こうした状況からスタートしたプロ野球も、2 年目の 1937（昭和 12）年には新しくできた 3 万人収容可能な後楽園球場を使用するなどして、リーグ戦による連盟収入は、前年の主催試合による収入の 2 倍以上となる 271,888 円にまで増加するが⁵¹⁾、それでも、例えば巨人軍が初めて黒字となるのは、1941（昭和 16）年まで待たなければならず、これもチームが主催する非公式試合の増加による増収としていることから⁵²⁾、プロ野球のリーグ発足当時においては経営基盤が脆弱で、リーグ全体としても経営が安定したものではなかったことが窺える。

また、チームの戦力となる選手においては、準戦時体制から戦時体制へと移り変わっていく国家情勢のなか、職業野球連盟結成の翌 1937（昭和 12）年より、プロ野球では既に召集令状によって選手がチームを離れており、1941（昭和 16）年 6 月にはアメリカ国籍の日系二世選手の帰国⁵³⁾、太平洋戦争突入後は、さらに球界を代表する主力選手が次々と戦地へ向かうなか⁵⁴⁾、各チーム力はどんどんと低下していった。そして職業野球連盟も、1944（昭和 19）年 1 月には「日本野球報国会」へと改称し、「興行性を払拭してやれるところまでやる」として、引き続きリーグ戦を存続させたが、この年の春のリーグ戦時における 6 球団の選手は総員で 74 名にまで減少しており、その後も選手は入営、応召にて減り続けたことで単独チームでの試合が行えなくなったことから、遂に秋のリーグ戦は中止となった⁵⁵⁾。しかしながら、それでも何とか巨人と朝日、阪神と産業、阪急と近畿による、3 つの連合チームによる「日本野球総進軍大会」を 3 大会、計 9 日間開催したが⁵⁶⁾、この時既に、中学野球、大学野球、社会人野球の大会やリーグ戦が中止されていた中⁵⁷⁾、唯一残されていたプロ野球によるこの大会での観客数は、9 日間で 32,657 人、1 日平均約 3,600 人という状況であった⁵⁸⁾。そして 1944（昭和 19）年 11 月 13 日、ついに日本野球報国会は、「切迫する時局に鑑み、参加球団の総力をあげて戦力増強に資するため、野球を一時休止することを決定」との声明を発表し、連盟による活動を停止させた⁵⁹⁾。

その後、1945（昭和 20）年 8 月の終戦より約 2 か月後となる 10 月 22 日、プロ野球は、まず関西の球団によって復活について話し合いが持たれ、さらに 11 月 6 日には東京で会合を開き、日本野球報国会を日本野球連盟として復活させ 6 球団にて再びスタートする方針を確認した⁶⁰⁾。なおこの間、プロ野球に先立ち、大学野球が 10 月 28 日に神宮球場で六大学 OB 戦を開催している。午後 2 時開始予定とされたこの試合は、午前中から観客が詰めかけて「たちまち満員」となったことから、当初午前中に予定されていた前座試合を後にまわし、11 時半に開始を繰り上げるほどの反響であった⁶¹⁾。そして、そうした状況を見たプロ野球側も、試合を復活させる

べく準備を進め、ついに11月23日、神宮球場において東西対抗を開幕させた⁶²⁾。ただ、試合の内容に関しては、「戦後初めてユニフォームを着る選手も多く、練習不足で、スコアなどは、もとより問題にならない試合であった」⁶³⁾とされ、さらに当日の観客は5878人⁶⁴⁾、5日前に開催された全早慶戦では約4万5000人とされていることから⁶⁵⁾、ここに戦前における学生野球とプロ野球における人気の状況が引き継がれていたことが窺える。

このように、戦前および終戦後におけるプロ野球の興業状況は、学生野球と比較して、観客動員数、入場料収入共に大きく下回るものであった。また学生野球の選手が、基本的には学費を支払っている学生である一方で、プロ野球では各選手に対して人件費が必要となることから、入場料収入から見る表面上の数字以上に、その運営においては、経済的にもさらなる格差があるものと言えよう。

7. 中等野球からみたプロ野球の位置付け

基準要綱、そして統制令においては、学生野球とプロ野球との関係に制限が設けられていたことは前述のとおりであるが、学生野球側においては、それ以前、職業野球連盟が結成された直後となる1936（昭和11）年3月には、既に大学野球が「職業野球團に關係を有し又は有したる者は當聯盟の役員たることを得ず」として、プロ野球との「聯携を全然斷つ」ことを決定し、その距離を保つ姿勢を見せていた⁶⁶⁾。その一方で、プロ野球側は戦後、1946（昭和21）年1月22日の緊急理事会にて予算やチーム加盟問題などの他、プロ野球に所属する選手のアマチュアの試合への出場に関する話し合いがなされ、そこで「公式試合中は全面的に選手の出場を禁止」するものの、その他の期間においては「母校野球部後援クラブ戦等には所属チームの許可を得て出場する」ことを認めた上で、さらに「学校クラブよりコーチの委嘱を依頼された場合選手は所属チームの許可を受け、つとめて行くものとする」として、アマチュア側に対し積極的な歩み寄りの姿勢を見せていた⁶⁷⁾。しかしながら、この年の12月には基準要綱が制定され、ここで学生野球側は統制令よりもさらにプロ野球との関係を厳格化させている。

なお、中等野球における甲子園大会は、歴史的にも「朝日と毎日といった新聞社による熾烈な部数競争が発火点になった事業」であり⁶⁸⁾、またそれが「教育の一環という名のもとで、新聞社の営業という経済論理に利用されてきた」との指摘があるが⁶⁹⁾、こうした商業主義的な側面に対しては、『教育』や『武士道の野球道』の強調、つまり「精神と身体の鍛練としての野球の普及にその意義を転化させることで方向性を正当化」し、「結果として新聞の販売促進策を意識させないことに成功した」とする見解もある⁷⁰⁾。さらに、ピエール・ド・クーベルタンが始めた近代オリンピックは、19世紀の英国スポーツ界を基準とした「アマチュア」のための大会であったことから、大会期間中の選手たちの宿泊費や交通費は、すべて選手側の自己負担を前提にしていたが⁷¹⁾、一方、夏の甲子園大会では、第1回大会より出場選手の旅費を朝日新聞

が負担し、第7回大会からは宿泊費も支給されている⁷²⁾。また、学生野球協会の構成団体でもある中等学校野球連盟においては、戦後いち早く夏の選手権大会を復活させるべく「朝日新聞の野球大会のために朝日新聞社の努力によって誕生したもの」⁷³⁾であり、毎日新聞社の主催する春の甲子園大会を再開させるにあたっては、新たな団体を作る動きがあったなど⁷⁴⁾、中等野球においても、特に甲子園大会の運営上には少なからず商業主義が垣間見えることから、非アマチュアな面を内包することを完全には否定し難い。しかしながら、統制令から基準要綱、そして野球憲章へ移行する過程において、学生野球に対するプロ野球との関係が厳格化されていくことは、結果的にプロ野球と対比させることで学生野球がアマチュアリズムを遵守する存在であることを強調し、内包する非アマチュアな面への印象を背景に後退させる効果を有したと考えられよう。

8. まとめ

日本の野球界においては、アマチュアに位置づけられる学生野球を中心として発達し、それが大衆を巻き込みつつ大きな人気を得た経緯を持つなか、その学生野球における青少年の健全な育成にとって弊害となる事柄が顕在化していき、後発のプロ野球には、それらの弊害を浄化させるという理念がこめられていた。またプロ野球は、1936（昭和11）年の連盟発足当初から戦後初期にかけて、その人気は学生野球に及ばず、運営的にも不安定であったが、統制令発令後に発足したプロ野球と学生野球の関係においては、すでに両者の関わりに対して制限が設けられており、戦後の基準要綱、そして野球憲章へ引き継がれる過程のなかで、それはさらに厳格化を示していく。

なお、同じ学生野球でもある中等野球からも浄化すべき対象として見られていた大学野球においては、前述のような入場料問題のみならず、その他、最も重要な問題のひとつとされる選手争奪の問題もあり⁷⁵⁾、例えば1931（昭和6）年には、平安中学の選手が大学のスカウト合戦の末に誘拐されたことが明るみにでている⁷⁶⁾。さらには、不正会計によりリーグの理事などが辞任しているが⁷⁷⁾、こうした問題は、少なくとも当時のプロ野球では表面化しておらず、むしろ職業野球連盟の代表を務めた鈴木は、「プロ野球が、あの太平洋戦争の中でも、十九年までやれたということは、当時のプロ野球チームが、新聞社や電鉄の経営であって、政・官界の大物が関係していたこと、そして商業主義でなかったということと大いに関係があると思っている」⁷⁸⁾と述べており、また戦時中においても、ファンを喜ばせる目的のため「興行性を払拭してやれるところまでやる」⁷⁹⁾として、出来る限り野球を存続させようとした点などからも、プロ野球でありながら、そこでの運営が営利のみを追求したものではなく、職業野球創設当初の目的「野球界の浄化」「野球ノ眞精神」「フェア・プレイ」「模範的試合」を体現しようとしたことが窺える。

なお、1998年に朝日新聞社が行った世論調査によれば、高校野球にて身につけてほしいこととして、「精神力」「礼儀」「友情」「協調性」「努力」など、心の成長を求める傾向があり⁸⁰⁾、これは、高校野球の指導者が重要視している「人間形成」における、「礼儀正しさ」「集中力」「責任感」「協調性」などとほぼ一致している⁸¹⁾。さらに野田らによる調査では、甲子園大会におけるイメージとして、「清純さ」「礼儀正しさ」「純真さ」などがあげられているが⁸²⁾、こうした高校野球における指導方針、そして高校野球における教育的意義などへの賛同と成果が、現在に至るまで、そこを目指す子どもたちの数を増加させている要因の一つであるとも考えられよう⁸³⁾。

なお、現在の国内における野球界の仕組では、基本的に高校野球を通過し、その後の大学野球、社会人野球、プロ野球などのステージに移ることが目標となる。そうしたなか、高校野球を支えている理念や教育的な効果が、その後の段階で失われたとなれば、かつて高校野球の中で学び、得たことが教育活動の本質と一貫性を持ち得ていないとの評価につながる恐れがある。つまり、将来の社会生活で活かすべく高校野球が掲げた教育の効果が、同じ野球のなかで失われることは、その存在意義が問われかねず、ひいては野球界全体へ悪影響を及ぼしかねない。このように、高校野球における教育とは、日本の野球界の盛衰を担う非常に重要な要素であり、さらにそれを引き継ぐ大学野球、社会人野球、そしてプロ野球が、我が国における野球の存在意義を左右する位置付けにあると言えよう。

2013（平成25）年には学生野球資格の回復に関する規則が改正され、これによりプロ野球関係者が学生野球の指導を行う際の条件が以前よりも大幅に緩和された⁸⁴⁾。しかし、ここで大切なのは、指導するということは技術の伝達にとどまるのではなく、指導する側における学生野球の掲げる理念や教育的意義を的確に把握し実践することであろう。プロ野球にまで足を踏み入れて培った技術を伝達する際に、単なる勝利至上主義への一手段に留まるのではなく、その指導そのもののなかにも、学生野球の掲げる理念や教育的意義が盛り込まれていることこそが、その存在意義を再確認させることとなり、また、野球界全体における成長・安定につながるものであると考える。

<注>

- 1) 日本への野球の伝来においては諸説あり、例えば『日本学生野球協会史』においては、「①明治5年、第一番中学校説」、「②明治6年、開成学校説」、「③明治6年、開拓使仮学校説」、「④その他の説」として4種に分け検討を加えているが、学校名の変遷、着任した教師や選手に関する在籍した時期などを検討のうえ、「①明治5年、第一番中学校説」を支持している。なお、野球殿堂博物館においても、明治初期にアメリカから招聘されたホーレス・ウィルソン（Horace Wilson）が2003年度特別表彰にて野球殿堂入りしており、ここでは「明治5年に野球を伝えた『日本野球のルーツ』」として紹介している。
- 2) 日本野球機構オフィシャルサイト [<http://www.npb.or.jp/>]、統計データ「セントラル・リーグ年度別入場者数」および「パシフィック・リーグ年度別観客動員数」における2013年度部分を参照（2013年度合計2204万7491人）。2014年9月24日訪問。
- 3) 神田順治「スポーツ随想」、中日スポーツ、1955年9月28日付。ここでは、「純真な若い青少年を陥りやすい邪道から救うために、第一に取られる方法はアマチュア規定を制定して競技をする者を拘束する」

- ことであるとし、そうしたアマチュア規定においては、「スポーツを物質的利益の手段たらしめない」ということのために、スポーツマンの行為を厳重に規定」するものであるとした。
- 4) 山川建『野球統制の話』、太陽印刷、1932 年、9 頁。なお、この論文中における統制令に関する記述は、特に記載がない限りこの『野球統制の話』からのものとする。また、神宮皇學館長や大日本体育協会副会長を務めた武田は、『学生運動取締論』において弊害を、「貧汚行爲」(営利目的)、「不正虚偽」、「暴慢行爲」、「怠業」、「野鄙なる言動」、「奢侈浪費」などに分類している(武田千代三郎『学生運動取締論』、大阪市立高等商業学校校友会、1925 年、1-15 頁)。
 - 5) 中村哲也『学生野球憲章とはなにか—自治から見る日本野球史—』、青弓社、2010 年、39 頁。
 - 6) 東京朝日新聞、1930 年 11 月 18 日付。なお、この会合の参加者は文部省から山川、岩原が、そして六大学より河野、橋戸、中野、越本、武満、野田、蘆田が出席したとある。
 - 7) 東京朝日新聞、1931 年 1 月 24 日付。なお、ここで選出された実行委員は、蘆田、武満、浅沼、新田、岡田、橋戸、高濱、櫻井、中野、太田、永田、河野、高瀬、飛田の 14 名とある。
 - 8) 東京朝日新聞、1931 年 1 月 25 日付。具体的な動きとしては、例えば、「中學は遅くも三月頃までには調査を終了」の上、「関係各府縣體育協會と具體的な相談を進める事に決定」とある。
 - 9) 中村哲也『学生野球憲章とはなにか—自治から見る日本野球史—』、青弓社、2010 年、40 頁。
 - 10) ベースボールマガジン社編『プロ野球 70 年史 歴史編』、2004 年、18 頁。この日本運動協会は、ファンの入場料でチームを運営していくとしていた。なお、1923 (大正 12) 年の関東大震災により本拠地の芝浦の球場が微発され活動が中断、その後新たに阪神急行鉄道が協会を引き取り、宝塚運動協会として再出発を果たすが、後にチームが続かず、経済的問題もあって解散に追い込まれた。なお、このチーム以外にも、後に「天勝野球団」という、奇術一座が所有するチームも誕生したが、関東大震災により一座の仕掛けや衣装などが焼失して活動が停止したことから、チームは解散に追い込まれている(佐藤光房『もうひとつのプロ野球—山本栄一郎の数奇な生涯—』、朝日新聞社、1986 年、参照)。
 - 11) 毎日ムック『日米野球 100 年 メジャーリーグのすべて』、毎日新聞社、1996 年、133-139 頁。
 - 12) これに関しては、例えば「不合理な統制令 野球選手に限り就職の自由を束縛」、読売新聞、1935 年 2 月 13 日付においても、「訓令設定の際野球職業会社の創立を豫想しなかつたものであろう」ことから、その内容を「當然改廢されねばならぬ」としている。また、「星島河野兩代議士鋭く追及 文相、遺憾の意を表明 統制令改正の言質」、読売新聞、3 月 24 日付。ここでは、国会の衆議院予算委員予算総会において、「野球統制令は専門野球團の設立を見なかつた當時に制定されたもので今日においては既に時代遅れのものである」との意見が出されている。
 - 13) 「時代錯誤の野球統制 文部省暴舉を敢てす」、読売新聞、1935 年 2 月 13 日付。
 - 14) 「われら野球人 (42)」、読売新聞、1977 年 9 月 19 日付。
 - 15) 「時代錯誤の野球統制 文部省暴舉を敢てす」、読売新聞、1935 年 2 月 13 日付。
 - 16) 「不合理な統制令 野球選手に限り就職の自由を束縛」、読売新聞、1935 年 2 月 13 日付。
 - 17) 「不合理な統制令 野球選手に限り就職の自由を束縛」、読売新聞、1935 年 2 月 13 日付。および「星島河野兩代議士鋭く追及 文相、遺憾の意を表明 統制令改正の言質」、読売新聞、3 月 24 日付。
 - 18) 波多野勝『日米野球の架け橋—鈴木惣太郎の人生と正力松太郎』、芙蓉書房、2013 年、62 頁。
 - 19) 永田陽一『ベースボールの社会史—ジミー堀尾と日米野球—』、東方出版、1994 年、138 頁。なおここでは、最終的に球場の使用を認めるにあたっては、「アメリカの職業団には貸すが、日本の職業団には貸さない」とする苦肉の理由付けがなされたとしている。
 - 20) 読売巨人軍 75 年史編纂委員会『読売巨人軍 75 年史 1934~2009』、株式会社読売巨人軍、2010 年、24 頁。また同書によれば、こうした神宮球場の利用に対し、チームがアメリカに出発して後 2 月 22 日に、「日米野球でアメリカに金儲けをさせ、神宮球場を使って神域を侵した」として、正力は読売新聞社前で、右翼団体武神会の長崎勝助に日本刀で首筋を切り付けられる事件に巻き込まれている。また、プロ野球への見方においては、例えば、夫馬選手においては、チームが渡米した後、2 月 19 日に早稲田に復学のうえ、7 月 15 日付で商学部の卒業が認められている(読売新聞、1935 年 7 月 16 日付)。そして卒業後は再び巨人軍への入団の意思を示したが(読売新聞、1935 年 7 月 18 日付)、その 1 週間後には、「郷里の實兄に反対が起こつたゝめ止むなく同團を辭し趣味に生きんとする決意を捨て」とし、東京瓦斯へ入社することとなった(読売新聞、1935 年 7 月 28 日付)。
 - 21) 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』、ベースボールマガジン社、1980 年、140 頁。
 - 22) 「銃剣術、射撃は禁止 野球は全国的に」、朝日新聞、1945 年 9 月 30 日付。
 - 23) 小野秀夫『野球におけるアマ・プロ関係の経緯と課題』、日本野球連盟、1994 年、2 頁。および日本学

- 生野球協会編『日本学生野球協会史』、1984年、3頁。
- 24) 日本学生野球協会編『日本学生野球協会史』、1984年、8頁および92頁。また、外岡茂十郎「学生野球再建の経緯」『学生野球要覧』、日本学生野球協会、1954年、20頁。なお、以下に続く協会成立までの経緯においても両書による。
- 25) 川島虎雄『日本体育史研究』、黎明書房、1982年、180頁。
- 26) 外岡茂十郎「学生野球再建の経緯」『学生野球要覧』、日本学生野球協会、1954年、20頁。および、日本学生野球協会編『日本学生野球協会史』、1984年、25頁。なお、ここでは1947（昭和22）年の教育基本法により9年間普通教育が義務付けられ、さらに同年の「学校教育法」によって、小学校の修業年限が6年、中学校（新制）が3年と改められたことにより、中学校の野球も野球協会の指導・監督から外されることとなったとある。
- 27) 「野球統制のどこが悪い」読売新聞、1935年3月25日付。ここでは、統制令が作られた当時の情勢ではプロ野球が国内に出来ることが「夢想もしなかった」ことであり、訓令中に「たまたま職業団の文字を見るもソレは外來選手を指していつてゐる」とし、それゆえ『試合』に就いてのみ禁止してゐる」としている。
- 28) 神田順治『学生野球要覧』、日本学生野球協会、1954年、28-29頁。
- 29) 神田順治『学生野球要覧』、日本学生野球協会、1954年、29頁および31頁。
- 30) 「日本学生野球憲章」2012（平成24）年改正、[2010（平成22）年全面改正]における前文部分。
- 31) 憲章は、第二章「大学野球」、第三章「高等学校野球」、第四章「附則」との構成になるが、先の学制改革により中学の五年制が中学三年、高校三年制に改められたのに伴い、野球憲章は以前中等学校に該当する部分を高等学校野球としてその内容を示している。なお中等学校野球連盟は1947（昭和23）年に全国高等野球連盟として名称を替えて発足している。
- 32) なお、「コーチを受けること」に関しても、さらに、練習すること、そして審判を受けることまで禁止されることになる。また、ここでの「職業野球のスカウト」に関しては、「ある職業球団に所属する正式のスカウト」に限るものではなく、「スカウトを業とする者でなくとも、スカウト行為をした者」も、その適用範囲に含まれることとなる（前出、『学生野球協会史』、189頁）。
- 33) 読売巨人軍50年史編集委員室『読売巨人軍50年史』、株式会社読売巨人軍、1985年、143頁。ここでは、パンフレット「東京巨人軍昭和十三年版」の巻頭に掲げられたものを引用している。
- 34) 市岡忠男「球界の暴論を駁す④」読売新聞、1936年3月28日付。
- 35) 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980年、108-109頁。
- 36) 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980年、35頁。なお飛田は、早稲田大学でプレーした後、早稲田大学野球部の監督を務め、また朝日新聞の囑託記者として、新聞や雑誌において執筆を行うが、そこでは特に「精神論」を基調としたことが特徴で、学生野球の浄化についても重視し、また大正15年の第12回大会から、死去の前年の第46回大会まで甲子園で観戦して戦評を書き続けるなど、日本の学生野球の発展に大きな影響を与えたとされる。
- 37) 飛田徳洲「興行野球と学生野球②」、東京朝日新聞1936年3月16日付。なお有山は、こうしたプロ野球の登場が、中学野球にとって「自らの野球観を否定するものと映じ」たことから「強く反発」したことを述べているが（有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント』、吉川弘文館、1997年、175頁）、さらに西原は、それは、「中学野球側からの否定的対応」ではなく、「飛田個人としての野球観」と「東京朝日」の立場が結合したものだたと見るべきであるとしている（西原茂樹「関西メディアと野球—戦時下の甲子園大会を中心に」『幻の東京オリンピックとその時代—戦時期のスポーツ・都市・身体』、青弓社、2009年、400頁）。
- 38) 市岡忠男「球界の暴論を駁す④」読売新聞、1936年3月28日付。
- 39) 市岡忠男「球界の暴論を駁す⑤」読売新聞、1936年3月29日付。
- 40) 飛田徳洲「興行野球と学生野球②」、東京朝日新聞1936年3月16日付。
- 41) 飛田徳洲「興行野球と学生野球④」、東京朝日新聞1936年3月18日付。
- 42) 「文部省の大鐵槌はどうして下つたか」、読売新聞、1938年8月28日付。なおここでは、こうした指摘に対して大学野球側は「改善すべき何ものもない」としたことから、大学野球が「高く留まつてゐる態度は決して一般に好感を持たれる所以でない」と述べている。また、読売新聞「わが職業野球団に綽名『東京巨人軍』」読売新聞、1935年3月31日付では、東京巨人軍によるアメリカ遠征の際、選手が極めて礼儀正しく、「米国人たちに多大の感銘」を与えたと記されている。
- 43) 西原茂樹「甲子園野球の『物語』の生成とその背景—明治末期～昭和初期の「青年らしさ」「純真」の

- 言説に注目して』『スポーツ社会学研究』21-1、2013 年、82 頁。
- 44) 飛田徳洲「修養の野球」『中等野球読本』、スポーツ良書刊行会、1935 年、6 頁。なお、こうした中等野球における精神性にも影響を与えている甲子園大会との関係性について西原は、明治末期におこった野球害毒論争などによる存続の危機に晒された野球界が生き残りをかけて確立させた「規範」としての「青年らしさ」が草創期の甲子園大会の運営においても重要な前提となっていたとし、その後、昭和に入り商業化の一途を辿る六大学野球への批判が拡大する中で、「青年らしさ」を正しく体現し得る「他者」として甲子園野球を捉える見方が定着し始めていたとしている（西原茂樹「甲子園野球の『物語』の生成とその背景—明治末期～昭和初期の「青年らしさ」「純真」の言説に注目して』『スポーツ社会学研究』21-1、2013 年、82 頁）。
- 45) 綿貫慶徳「近代日本における職業野球誕生に関する史的考察—新聞社主催による野球イベントの分析を中心として—」『スポーツ史研究』14 号、2001 年、49 頁。なお綿貫は、前出正力の巨人軍設立における趣旨から、「端々に『一高式野球』の様相が見てとれる」としたうえで、ここでの読売と東京朝日による紙上での論争の争点が「アマチュアリズムとプロフェッショナルリズムのどちらに乗じて『一高式野球』を体現していくかという点にあると考えられる」としている。
- 46) 芥田武夫「企業への大成功」大阪朝日新聞、1936 年 12 月 18 日付。
- 47) 朝日新聞社編『全国中等学校優勝野球大会史』、1943 年、363 頁。
- 48) 読売新聞、1931 年 6 月 18 日付。
- 49) 朝日新聞社編『全国中等学校優勝野球大会史』、1943 年、363 頁。
- 50) 東京朝日新聞、1936 年 12 月 5 日付。なおこれによれば、同年の社会人によるアマチュアの全国大会でもある都市対抗野球（8 日間）での入場料収入は 55,018.60 円であった。
- 51) 読売巨人軍 75 年史編纂委員会『読売巨人軍 75 年史 1934~2009』、株式会社読売巨人軍、2010 年、63 頁。
- 52) 読売巨人軍 75 年史編纂委員会『読売巨人軍 75 年史 1934~2009』株式会社読売巨人軍、2010 年、80 頁。なお、この年初めて計上した利益は 762 円 29 銭。ただ過去 6 年間に積み上げた累積赤字が 26 万 5091 円のぼつていることから、決して十分な数字ではないとともに、翌 1942 年には再び 3 万 7839 円の損失金を計上して再び赤字に転落、累積赤字も 30 万 2931 円にまで膨れ上がっていることから、ここでの黒字計上が経営的な安定期に入ったことを示すものではないといえる。
- 53) ベースボールマガジン社編『激動の昭和スポーツ史①プロ野球（上）』、1989 年、53 頁。この時帰国したのは、堀尾文人（阪神）、亀田忠、長谷川重一（黒鷲）、亀田敏夫（元阪神）の 4 名である。
- 54) 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』ベースボールマガジン社、1980 年、126-127 頁。ここでは、巨人軍の 7 名を最多に、8 球団計 28 名の選手が 17 年暮れまでに軍隊にとられたとしており、いずれも 22 歳前後、赤紙召集ではなく、現役の初年兵としての入営が多かったとしている。
- 55) 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』ベースボールマガジン社、1980 年、164 頁、443 頁。およびベースボールマガジン社編『プロ野球 70 年史 歴史編』、2004 年、61 頁。
- 56) ベースボールマガジン社編『プロ野球 70 年史 歴史編』、2004 年、61 頁。なお大会は、甲子園（9 月 9 日～11 日）、後楽園（9 月 17 日～20 日）、西宮球場（9 月 24～26 日）の 3 会場にて行われた。
- 57) ベースボールマガジン社編『プロ野球 70 年史 歴史編』、2004 年、57 頁。
- 58) ベースボールマガジン社編『プロ野球 70 年史 歴史編』、2004 年、61 頁。
- 59) 読売巨人軍 75 年史編纂委員会『読売巨人軍 75 年史 1934~2009』株式会社読売巨人軍、2010 年、93 頁。なお、前出『プロ野球 70 年史 歴史編』では、連盟解散後、翌年 1 月 1 日より在阪の 4 球団で猛虎軍、翼軍の 2 球団を編成して、甲子園（1、3、5 日）、西宮（2、4 日）にて恒例となっていた正月大会が開催され、3 日は試合開催直後の空襲警報により中止となったが、この大会の期間、約 8500 名の観衆を集めたとしている。
- 60) 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』ベースボールマガジン社、1980 年、217-218 頁。なおここで、まず第 1 回の会合が大阪で開かれた背景として、親会社が電鉄という関係から、選手を四散させずまとめるのに都合がよかった点をあげている。これは中断前の選手を軍需工場で働かせる際にも、関西の球団は親会社の系列会社へ選手を送り込んでおり、そうしたことが、戦後の復興においても関西球団が先鞭をつけた要因であったとした。また、ここでの会合に先立ち、10 月 9 日の読売新聞紙上で「来月第一戦 巨人軍先登に、プロ野球も再生」とした記事を掲載している。ここでは「終戦と同時に盛んに復活が唱えられ應召選手の復員未了などの困難はあるが一年ぶりで再生第一戦興行の見込みがついた」とし、正式のリーグ戦は「明春四月から開始の豫定」、今秋は暫定的な東西代表による東西対抗戦、その他、「戦災者慰

- 問試合」を後樂園、西宮、甲子園でおこなうことを決定したとしていたが、しかしながら、こうした見直しに対して山室は、『プロ野球復興史』（中公新書、2012年）にて、「関西球団とは連絡が取れないままに、（鈴木）龍二、赤嶺、井原が決めた努力目標であった」と述べている。
- 61) 朝日新聞、1945年10月29日付。
 - 62) 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980年、220-223頁。
 - 63) 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980年、223頁。なお、東京朝日新聞「観衆だけは本格的」1945年11月19日付によれば、18日の早慶戦（全早稲田対全慶應）においても、「急のチーム編成でエラーも多くゲームの内容は昔とは似ても似つかぬものではあつた」とあり、この時期の試合のレベルの低さはプロ野球に限ったことではないことが伺える。
 - 64) ベースボールマガジン社編『プロ野球70年史 歴史編』、2004年、64頁。その他、ベースボールマガジン社編『激動の昭和スポーツ史①プロ野球（上）』、1989年、62頁、鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980年、225頁、山室寛之『プロ野球復興史—マッカーサーから長嶋4三振まで—』、中公新書、2012年、17頁。
 - 65) 東京朝日新聞「観衆だけは本格的」1945年11月19日付。ここでは、「内容はなんであらうと早慶戦ともなれば大騒ぎで、朝から内野は忽ち満員、外野も七分通り埋めて四万五千といふ観衆」としている。
 - 66) 「職業團と聯繫團絶大提議に善處」東京朝日新聞、1936年3月18日付。
 - 67) 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980年、376頁。
 - 68) 玉置通夫「高校野球の全国大会の発生源起源についての考察—新聞社間の競争が促進剤になった—」『甲南女子大学研究紀要第48号 文学・文化編』2012年、68頁。
 - 69) 田中励子「甲子園と郷土アイデンティティ」『高校野球の社会学—甲子園を読む—』世界思想社、1994年、195頁。
 - 70) 川喜田尚「メディアとスポーツの共栄についての研究—放送黎明期のメディア戦略と甲子園モデル形成の背景—」『社会学研究科年報』立教大学大学院、2012年、25頁。
 - 71) 小川勝『オリンピックと商業主義』、集英社新書、2012年、18頁。
 - 72) 朝日新聞社編『全国高等学校野球選手権大会史』、1958年、130頁。
 - 73) 朝日新聞社編『全国高等学校野球選手権大会史』、1958年、110頁。
 - 74) 佐伯達夫『佐伯達夫自伝』、ベースボールマガジン社、1980年、143頁。
 - 75) 飛田徳洲「學生野球の危機」『中央公論』4月号、1933年296頁。
 - 76) 東京日日新聞、1931年4月23日付。
 - 77) 東京朝日新聞、1932年4月22日付。また、小島六郎「六大學リーグ改造劇の真相」『野球界』vol.22, No.9, (臨増)、1932年、82頁。なおここでは、蘆田理事長がリーグの1万数千円を「借用」したとあり、こうした事実に対し、武満会計幹事は1年間報告をせず、個人的に処置していたとしている。
 - 78) 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980年、82-83頁。
 - 79) 鈴木龍二『鈴木龍二回顧録』、ベースボールマガジン社、1980年、443頁。
 - 80) 「高校野球根強い人気」朝日新聞、1998年6月3日付。ここでは、高校野球に対して、技術や体力の他に、こうした「心」の成長を求める傾向は、十年前とほとんど変わっていないとしている。
 - 81) 「全国高校野球校長・顧問・監督・選手の心は…」朝日新聞、1978年1月1日付。
 - 82) 野田洋平「高校野球に関する意識・イメージについて」『茨城大学教育学部紀要（教育科学）40号』、1991年、89頁。
 - 83) 日本高等学校野球連盟ホームページ [http://www.jhbf.or.jp/]、資料、「部員数統計（硬式）」による（平成26年5月31日訪問）。昭和57年の11万7246名から、途中特に平成3年から10年にかけて段階的に約1万人の減少を示しつつもその後は増加傾向を示し、平成26年には17万312名にまで増加している。
 - 84) 2013（平成25）年6月18日に学生野球資格の回復に関する規則が改正され、通常は「高等学校教員もしくは大学専任教員として採用されていなければ、学生野球資格を有するとはみなされない」とする規定に加え、「日本学生野球協会が認定した日本野球機構の研修を修了したもので、本協会が制定した『学生野球資格回復に関する研修』を修了したものは、本協会の適性審査を受け学生野球資格を回復することができる。」との規定が追加された。

主指導教員（篠田邦彦教授）、副指導教員（八坂剛史教授・大庭昌昭准教授）